

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

| | |
|-------------|---|
| 面積 | <p>各戸の面積</p> <p>【平成18年3月以前に着工された住宅】18平方メートル以上</p> <p>【平成18年4月以降に着工された住宅】25平方メートル以上</p> <p>(居間、食堂、台所その他の十分な面積の共同利用部分が別にある場合は18平方メートル以上)</p> <p>共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の場合は、告示に定める基準を満たすこと。</p> |
| 構造及び設備 | <p>消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの。</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又は準ずるもの。</p> <p>原則として、各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたもの。</p> <p>(共同利用のため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分にある場合と同等以上の居住環境が確保される場合を除く。)</p> <p>共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の場合は、告示に定める基準を満たすこと。</p> |
| 住宅確保要配慮者の範囲 | <p>入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないこと、その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないもの。</p> |
| 家賃その他賃貸の条件 | <p>家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないもの。</p> |
| 基本方針等との整合 | <p>登録事業の内容が、国の基本方針及び香川県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること。</p> |